

国際日本文化研究センターの研究教育職員以外の職員の勤務時間の記録にかかる申合せ

令和元（2019）年7月10日
所 長 裁 定

（目的）

第1 この申合せは、労働安全衛生法の改正を受け、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の研究教育職員以外の職員の勤務時間の記録にかかる事項を定める。

（対象者）

第2 この申合せの対象者（以下「対象者」という。）は以下に掲げる者とする。

- （1）事務職員
- （2）技術職員
- （3）事務補佐員
- （4）技術補佐員

（出勤簿の省略）

第3 対象者の勤務時間の記録は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等の手続きに関する細則第16条の規定に基づき、勤怠管理システムにて行うものとする。

（その他）

第4 この申合せに定めるもののほか、対象者の勤務時間の記録に関する必要な事項は、所長が定める。

附 則

この申合せは、令和2（2020）年1月1日から適用する。